

2006年度  
関西学院大学ロースクール

一般入試（法学既修者）

# 民法問題

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません

## 【民法問題】

Aは、自分のワイナリーを経営していたが、自分の年齢も考えて、自己の所有するぶどう農園とワイン工場および自社製造のワインを整理しようと考えた。

Aは、ぶどう農園とワインは後に残った娘二人BとCに相続させ、ワイン工場は長年共に働いてきた部下であり友人のEに贈与することにした。

そこでAは、10月1日に娘Bの夫Dの立ち会いの下で、Eにワイン工場を贈与する旨の遺言を作成し、自宅の金庫に保管した。

その後Aの容態が急変し、遺言を作成した日の翌日、相続が開始された。

Dは、自分がワイナリーを継承できるとの予期に反してEにワイン工場が譲られたことに反感を抱き、遺言が発見される前に、Aの長女であり妻のBに働きかけて、Bから事情を知らないFに、ワイン工場とぶどう農園と自社製造の全ワイン（平成15年産同一銘柄）を10月10日に売却させた。なおその際、ワイン工場については、Bに単独相続を認める旨の承諾書を実印と共に次女Cから得た上で売却されたが、ぶどう農園については、預かった実印を利用して遺産分割協議書を偽造して、Bは自分が相続したと偽ってFに売却した。そして同日、代金と引き換えにぶどう農園とワイン工場の登記も移転した。また、甲倉庫に入っていた自社製造ワイン3000本全部については、倉庫業者にB名義に作成し直させた預り証をFに見せて、代金1500万円で売却し、代金は同月15日までにBの口座に全額振込み、引渡は15日の午前中にFが倉庫まで取りに行くこととした。そして、Bは契約後すぐに倉庫業者GにワインをFに売却した旨を通知し、15日の朝にワイン3000本を倉庫から搬出しておくよう指示した。

その後Dは、ぶどう農園とワイン工場をFから安い値段で買い、代金と引き換えに登記も取得した。

### 問1

後日、遺言が発見され、Eにワイン工場が遺贈されたのが分かったとき、Eは誰にどのような主張ができるか。

一方、ぶどう農園については、誰が誰にどのような主張ができるか。

### 問2

Fが15日朝、従業員に甲倉庫にワインを取りに行かせると、前日の地震のせいでワイン約半数が破損していたので、取りあえず残りの半数だけ持ち帰った。

Fは誰に何を主張できるか。

破損していない残りのワインの所有権は誰に帰属するか。